

第十回 参議院人事委員会會議録第一号

昭和二十五年十二月十二日(火曜日)午前十時一分開会

- 委員氏名
委員長 木下 源吾君
理事 加藤 武徳君
理事 千葉 信君
理事 瀧井治三郎君
理事 平岡 市三君
理事 森田 豊壽君
理事 重盛 壽治君
理事 森崎 隆君
理事 岡部 常君
理事 小野 哲君
理事 早川 慎一君
理事 大隈 信幸君
理事 紅露 みつ君

- 委員の異動
十二月十日委員瀧井治三郎君及び平岡市三君辞任につき、その補欠として草葉隆圓君及び西川甚五郎君を議長において指名した。
本日委員西川甚五郎君、森田豊壽君及び草葉隆圓君辞任につき、その補欠として平岡市三君、石原幹市郎君及び瀧井治三郎君を議長において指名した。

委員の異動
十二月十日委員瀧井治三郎君及び平岡市三君辞任につき、その補欠として草葉隆圓君及び西川甚五郎君を議長において指名した。
本日委員西川甚五郎君、森田豊壽君及び草葉隆圓君辞任につき、その補欠として平岡市三君、石原幹市郎君及び瀧井治三郎君を議長において指名した。

- 本日の會議に付した事件
○一般職の職員に給與に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)
○理事の補欠選任の件
○調査承認要求の件
○委員長(木下源吾君) それでは委員會を開きます。

第二部 人事委員会會議録第一号

昭和二十五年十二月十二日【参議院】

本日の議題は政府提案、衆議院送付、本院付託に相成りました一般職の職員に給與に関する法律の一部を改正する法律案であります。提案理由の御説明を願います。

○政府委員(岡崎勝男君) 只今議題となりました一般職の職員に給與に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

政府職員に給與につきましては、その生計費及び民間の賃金その他の事情に鑑みまして、これを適正に改訂し、その生活の安定確保を図る必要があり、政府といたしましては、かねてから財政及び経済の見通しを得次第速やかに給與の改訂を執行すべきことを公約して参つたのであります。然るに政府職員の給與改訂は、財政及び経済に及ぼす影響が極めて大きいので、今日までこれを執行することを得なかつた次第であります。然るに最近に至りまして、インフレも収束して我が国民経済は漸く安定の段階に達したので、政府職員の給與の、改訂を行ひまして、一般物価や民間賃金に悪影響を及ぼす虞れなしとの確信を得るに至りました。又他面これがため所要の財源につきましても本年度予算の実施に際し極力経費の節約を励行いたしました結果、今日に至りようやく給與改善に要する財源捻出の見通しが立ち得るに至つたのであります。よつて政府は政府職員の給與の改訂を行うことといた

しまして、その一環として本法律案を提案した次第であります。
申すまでもなく本提案に当りましては、先ず本年八月九日付の人事院の勧告に示められました政府職員の給與の改訂案につきまして、慎重に検討を重ねたのであります。目下の財政事情、その他を総合的に勘案いたしますと、遺憾ながら人事院案の全体をそのまま実施することは困難であるとの結論に到達したのであります。従いまして政府は生計費及び民間賃金その他諸般の事情を彼此勘案いたしました上、財政の許す範囲内において、努めて人事院勧告を尊重する建前の下に、給與改善を図ることといたしまして、これを本法律案作成の基本方針といたしました次第であります。

次に本法律案の要旨の概要を御説明申し上げます。
第一にこの法律案は一般職員に對して昭和二十六年一月以降における職員の平均給與額を月額約千円引上げて、おおむねこれを八千円程度とすることを目的としたものであります。なおこの給與改訂に伴う、所要経費の増加は本年度分総体として一般會計十六億、特別會計十八億、計三十四億円であります。先般臨時國會へ提出いたしました可決されました昭和二十五年補正予算にこれを計上しております。

第二に俸給につきましては、先ず一般俸給表の適用を受ける普通職員については人事院勧告の趣旨を尊重いたし

まして、成年独立者の標準生計費及び民間給與の実態を考慮して、その俸給表を定めることとしたし、次いで特別俸給表の適用を受ける税務、警察、船員等の特殊職域に勤務する職員につきましては勤務時間差、職務内容等に基づいた従来の取扱を最近の事情に基きまして、或る程度調整いたして普通職員との均衡を図ることといたしました。

第三に、扶養手当につきましては、人事院の勧告に従い現行の六百円、四百円をそのまま据置く方針を取りました。

第四に、勤務地手当につきましては最近の経済事情、各地域の実情などを勘案いたしまして、その支給地域の区分を別に法律で定める方針をとり、更にその支給割合は人事院の勧告に従い従来の三割、二割、一割の三分を二割五分、二割、一割五分、一割、五分の五区分に改めることいたしました。更に前に申しました支給地域に関する法律が制定施行されるまでは、暫定的に従前の支給割合が三割であつた地域については二割五分、二割であつた地域については一割五分、一割であつた地域につきましては五分といたすことといたしております。

第五に、昇給、昇格等は實質的には職員に俸給月額の変更でありますので、その基準は本来法律事項であるにもかかわらず、従来は政令に委任しておりましたので、今回の改訂を機に法律に明確に規定することといたしました。

た。なお昇給制度につきましては、新たに能率給の制度を加味いたしまして、勤務成績特に良好なる者などにつきましては、特別の昇給の道を開くこととしたのであります。

第六に、職員が離職及び死亡等によつて職員でなくなつた場合、その俸給の全額をその際、支給すること等の現行の規定に基く給與支給方法につきましては、従来から若干問題がありましたが、人事院の勧告に基きましてそれらについて所要の改正をなすことといたしました。

以上が本法律案の提案理由、並びに要旨の概要であります。何卒速かに御審議の上御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(木下源吾君) 皆さんのお申合せによりまして暫時休憩いたします。

午後四時三十五分開会
午前十一時八分休憩

○委員長(木下源吾君) それでは休憩前に引續いて會議を開きます。先ず理事互選に関する件を議題に供することに御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(木下源吾君) では理事互選に関する件を議題にいたします。西田委員が辞任されましたので理事が一名欠員になつております。つきましては理事の互選の方法は如何いたしましたらうか。
「委員長一任」と呼ぶ者あり

○委員長(木下源吾君) 只今委員長に指名を一任するとの御意見が出ましたがそのようにして御異議ございませんか。

○委員長(木下源吾君) では委員長が指名いたします。早川慎一君を理事に指名いたします。

○委員長(木下源吾君) 次は調査承認要求の件を議題にいたすことに御異議ございませんか。

○委員長(木下源吾君) ではそのようにいたします。専門員に説明をいたさせます。

○専門員(川島孝彦君) 先ほどの懇談会で大体お打合せが済みました問題でございまして、案文を朗読いたします。

一、調査の目的
国家公務員の給與問題に関する調査承認要求書

一、事件の名称
国家公務員の給與問題に関する調査承認要求書

一、調査の目的
国家公務員の給與問題に関する調査承認要求書

一、調査の目的
国家公務員の給與問題に関する調査承認要求書

一、調査の目的
国家公務員の給與問題に関する調査承認要求書

一、調査の目的
国家公務員の給與問題に関する調査承認要求書

一、調査の目的
国家公務員の給與問題に関する調査承認要求書

の民主的能率的運営に寄與する。各方面の関係者、学識経験者等より説明及び意見を聴取し、資料を蒐集し、必要に応じて現地の実情を調査する。

一、期 間 今期国会開会中。右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四條第二項により要求する。

昭和二十五年十二月十二日 人事委員長 木下 源吾 参議院議長 佐藤尚武殿

この給與問題に関する調査につきましては、従来から引続いて各種の問題を調査しておるのでございますが、なお今後そのときに応じ必要に際しまして、具体的な問題につきまして調査を続行して行きたいという趣旨でございます。

○委員長(木下源吾君) 只今の案件を議決することに御異議ございませんか。

○委員長(木下源吾君) そのように決めます。

○委員長(木下源吾君) 次は只今委員会付託になっております一般職の職員給與に関する法律の一部を改正する法律案の質疑に移つて頂きます。

○千葉信君 午前中の人事院諸君との懇談会の際に申上げましたが、政府原案に対する修正草案のようなものを印刷されましたからそれについてのお話を一応申上げたいと思ひます。委

員会を打合会に一つ切り換えて頂きたいと思ひます。

○委員長(木下源吾君) 只今の千葉君のお申出に御異議ございませんか。

○委員長(木下源吾君) それではそういふふうに決めます。打合会にいたします。委員会はこれにて散会いたします。

午後四時三十九分散会 出席者は左の通り。 委員長 木下 源吾君 理事 加藤 武徳君 早川 慎一君 千葉 信君 石原幹一郎君 瀧井治三郎君 平岡 市三君 森崎 隆君 岡部 常君 大隈 信幸君 紅露 みつ君 政府委員 内閣官房長官 岡崎 勝男君 事務局側 常任委員 川島 孝彦君 会専門員

(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項を次のように改める。 この法律は、別に法律で定めるものを除き、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二條に規定する一般職に属する職員(以下「職員」という)に關し、人事及び給與に關する方針の統一を図るため、昭和二十五年八月九日附で人事院が国会及び内閣に対し勸告した給與計画を原則的に尊重し、職員の俸給、俸給表、俸給の調整、扶養手当、勤務地手当、特殊勤務手当、勤務時間、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当、非常勤職員の給與並びに給與実施についての規程の制定に關する事項を定めることを目的とする。

同條第二項中「この法律のすべての規定は、昭和二十六年三月三十一日限り、その効力を失う。」を削り、同條第三項を次のように改める。

3 第六條の規定による職務の分類は、給與に關しては、国家公務員の職階制に關する法律(昭和二十五年法律第八十号)の施行にかかわらず、国家公務員法第六十三條に規定する給與準則が制定実施されるまで、その効力をもつものとする。

第二條第三号甲「国会及び内閣に」の下に「同時に」を加え、同條第四号中「給與」を「俸給」に改め、同條第五号を第六号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、同條第四号の次に次の一号を加える。

五 休暇に關する制度を調査研究して、その適当と認める改訂を

国会及び内閣に同時に勸告すること

第三條第一項中「第五條第三項及び第四項」を「第五條第二項」に改める。

第五條第一項中「勤務地手当」の下に「特殊勤務手当」を加え、同條第二項を次のように改め、同條第三項及び第四項を削る。

2 宿舎、食事、制服その他これらに類する有価物が職員に支給され、又は無料で貸與される場合において、これを給與の一部とし、別に法律で定めるところにより、その職員の俸給額を調整する。但し、この調整は、国家公務員のための国設宿舎に關する法律(昭和二十四年法律第十七号)に定める公邸及び無料宿舎については行わない。

第六條第二項第二号中「刑務職員」を「矯正保護職員」に改め、同條第四項中「第二十三條及び附則第四項」を「及び附則第三項」に改める。

同條の次に次の一條を加える。 第六條の二 十五級に格付される官職及びその官職を占める職員の俸給は、第四條及び前條の規定に従い、人事院が定める。 第七條中「職員の毎月の俸給は、遅くともその月の二十五日までに、これに基いてその支給を受けるよう、」を「それぞれその所属の職員が、その毎月の俸給の支給を受けるよう、」に改める。 第八條を次のように改める。 第八條 職員を新たに採用し、又は昇格(職員の職務の級をその上位の級に変更すること)をいう。以下

同じ。させるには、その採用し、又は昇格させようとする職務の級の定数に欠員があり、これを補充しようとする場合であつて、且つ、採用し、又は昇格させる者が採用し、又は昇格させようとする職務の級に適合すると認められる場合に限るものとする。

2 前項の「職務の級の定数」とは、第六條第一項及び第二十條の規定に基づいて決定された職員職務の級ごとの数をいう。

3 人事院は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従い、且つ、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は改訂することができる。

4 職員が現に受けている号俸を受けるに至つたときから左に掲げる期間を良好な成績で勤務したときは、その者の属する職務の級における俸給の幅の中において直近上位の号俸に昇給させることができる。

一 現に受ける俸給月額と直近上位の俸給月額との差額(以下「差額」という。)が三百円未満である者にあつては、六月以上
二 差額が三百円以上六百円未満である者にあつては、九月以上
三 差額が六百円以上である者にあつては、十二月以上

5 職員勤務成績が特に良好である場合においては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する期間を短縮し、若しくはその現に受ける号俸より二号俸以上上位の号俸まで昇給させ、又はそのいづれをもあわせ行うことができる。

6 職員の俸給月額がその属する職務の級における俸給の幅の最高額である場合又は最高額をこえている場合には、その者が同一の職務の級にある間は、昇給しない。但し、それらの俸給月額を受けている職員で、その俸給月額を受けた期間が長期にわたるもの、勤務成績が特に良好であるもの等については、その職員が属する職務の級における俸給の幅の最高額をこえて、一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第 号)附則別表第一の新俸給月額欄に掲げる俸給月額を用いて、昇給させることができる。

7 前三項に規定する昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
8 第一項から第三項までの規定の実施について必要な事項は、人事院規則で定める。
第九條を次のように改める。
(俸給の支給方法)
第九條 俸給の計算期間(以下「給與期間」という。)は、月の一日から十五日まで及び月の十六日から末日までとし、各給與期間につき、俸給月額の半額を支給する。

2 各給與期間の俸給の支給日は、人事院規則で定める。
同條の次に次の一條を加える。
第九條の二 新たに職員となつた者には、その日から俸給を支給し、昇給、降給等により俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。但し、離職した国家公務員が即日職

員になつたときは、その日の翌日から俸給を支給する。
2 職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで俸給を支給する。
3 前二項の規定により俸給を支給する場合であつて、給與期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給與期間の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その給與期間の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によつて計算する。
第十條第一項中「同種の職務を行う官職」並びに同項第一号及び第二号中「同一級の官職」を「同様の職務と責任を有する官職」に改める。
第十一條の次に次の一條を加える。
第十一條の二 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に左の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を各庁の長又はその委任を受けた者に届け出なければならぬ。
一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある場合
二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合
三 扶養手当は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となつた日から、職員に前項第一号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日から、それぞれその支給を開始し、又はその支給額を改訂する、但し、その届出が、こ

れに係る事実が生じた日から十五日を経過した後においてなされたときは、その届出を受理した日からその支給を開始し、又はその支給額を改訂する。
3 扶養手当は、職員に第一項第二号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の翌日以後は支給しない。
第十二條第二項及び第三項を次のように改める。
2 勤務手当の月額は、俸給の月額と扶養手当の月額との合計額に左の各号に定める支給地域の区分に応ずる支給割合を乗じた額とする。
一 一級地 百分の五
二 二級地 百分の十五
三 三級地 百分の二十五
四 四級地 百分の三十五
五 五級地 百分の四十五
3 前項各号の支給地域の区分は、別に法律で定める。
第十四條第三項中「前二項」を「前三項」に、「日曜日以外の日をもつて勤務を要しない日とすることができ」を「別に勤務を要しない日と定めることができる」に改め、同項を第四項とし、第二項の次に第三項として次の一項を加える。
3 職務の性質により第一項に規定する勤務時間の最高限をこえて勤務することを必要とし、且つ、その勤務時間が俸給算定の基礎となつて、各庁の長の従前の例に準じて定めるものとする。この場合において、各庁の長は、人事院の承認を得なければならない。

同條に次の一項を加える。
5 各庁の長は、監視又は断続的勤務に従事する職員の勤務を要しない日につき、前項の規定にかかわらず、人事院の承認を得て別に定めることができる。
第十六條を次のように改める。
(超過勤務手当)
第十六條 正規の勤務時間をこえて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間をこえて勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第十九條に規定する勤務一時間当りの給與額の百分の百二十五(その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百五十)を超過勤務手当として支給する。
第十七條第二項中「正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、」の下に「勤務一時間につき、」を加える。
第十八條中「その間に勤務した全時間に対して、」の下に「勤務一時間につき、」を加える。
第十九條中「勤務手当」を「これに対する勤務手当」に改める。
同條の次に次の一條を加える。
(扶養手当等の支給方法)
第十九條の二 扶養手当、勤務手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の支給方法に關し必要な事項は、人事院規則で定める。
第二十二條の見出しを(非常勤職員の給與)に改め、同條中「千円」を「千八百五十円」に改め、「これらの職員には他のいかなる給與も支給しない。」を削り、同條に次の二項を加える。
2 前項に定める職員以外の常勤を

員になつたときは、その日の翌日から俸給を支給する。
2 職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで俸給を支給する。
3 前二項の規定により俸給を支給する場合であつて、給與期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給與期間の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その給與期間の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によつて計算する。
第十條第一項中「同種の職務を行う官職」並びに同項第一号及び第二号中「同一級の官職」を「同様の職務と責任を有する官職」に改める。
第十一條の次に次の一條を加える。
第十一條の二 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に左の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を各庁の長又はその委任を受けた者に届け出なければならぬ。
一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある場合
二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合
三 扶養手当は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となつた日から、職員に前項第一号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日から、それぞれその支給を開始し、又はその支給額を改訂する、但し、その届出が、こ

要しない職員については、各庁の長は、常勤の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で、給与を支給する。

3 前二項の常勤を要しない職員には、他の法律に別段の定がない限り、これらの項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給し

ない。
第二十三條を次のように改める。
第二十三條 削除
附則第三項及び第五項を削り、第

四項を第三項とし、第六項を第四項とし、第七項を第五項とし、第八項を削る。
別表第一から別表第四までを次の

ように改める。

別表 第一

一般 俸 給 表

職務の級	俸 給	月 額
一 級	一 号 俸 三,〇〇〇.〇〇 円	
二 級	二 号 俸 三,〇〇〇.〇〇 円	
三 級	三 号 俸 三,〇〇〇.〇〇 円	
四 級	四 号 俸 三,〇〇〇.〇〇 円	
五 級	五 号 俸 三,〇〇〇.〇〇 円	
六 級	六 号 俸 三,〇〇〇.〇〇 円	
七 級	七 号 俸 三,〇〇〇.〇〇 円	
八 級	八 号 俸 三,〇〇〇.〇〇 円	
九 級	九 号 俸 三,〇〇〇.〇〇 円	
十 級	十 号 俸 三,〇〇〇.〇〇 円	
十 五 級	十 五 号 俸 三,〇〇〇.〇〇 円	

別表 第二

税務職員及び経済調査官級別俸給表

職務の級	俸 給	月 額
一 級	一 号 俸 三,〇〇〇.〇〇 円	
二 級	二 号 俸 三,〇〇〇.〇〇 円	
三 級	三 号 俸 三,〇〇〇.〇〇 円	
四 級	四 号 俸 三,〇〇〇.〇〇 円	
五 級	五 号 俸 三,〇〇〇.〇〇 円	
六 級	六 号 俸 三,〇〇〇.〇〇 円	
七 級	七 号 俸 三,〇〇〇.〇〇 円	
八 級	八 号 俸 三,〇〇〇.〇〇 円	
九 級	九 号 俸 三,〇〇〇.〇〇 円	
十 級	十 号 俸 三,〇〇〇.〇〇 円	
十一 級	十一 号 俸 三,〇〇〇.〇〇 円	
十二 級	十二 号 俸 三,〇〇〇.〇〇 円	
十三 級	十三 号 俸 三,〇〇〇.〇〇 円	
十四 級	十四 号 俸 三,〇〇〇.〇〇 円	

別表第三

警察職員、海上保安庁職員（人事院規則で指定する者に限る。）及び矯正保護職員級別俸給表

職務の級	俸給	月額
九級	一三,三〇〇	一三,三〇〇
八級	一三,〇〇〇	一三,〇〇〇
七級	一二,七〇〇	一二,七〇〇
六級	一二,四〇〇	一二,四〇〇
五級	一二,一〇〇	一二,一〇〇
四級	一一,八〇〇	一一,八〇〇
三級	一一,五〇〇	一一,五〇〇
二級	一一,二〇〇	一一,二〇〇
一級	一一,〇〇〇	一一,〇〇〇
一級	一一,〇〇〇	一一,〇〇〇
二級	一一,〇〇〇	一一,〇〇〇
三級	一一,〇〇〇	一一,〇〇〇
四級	一一,〇〇〇	一一,〇〇〇
五級	一一,〇〇〇	一一,〇〇〇
六級	一一,〇〇〇	一一,〇〇〇
七級	一一,〇〇〇	一一,〇〇〇
八級	一一,〇〇〇	一一,〇〇〇
九級	一一,〇〇〇	一一,〇〇〇
十級	一一,〇〇〇	一一,〇〇〇
十一級	一一,〇〇〇	一一,〇〇〇
十二級	一一,〇〇〇	一一,〇〇〇
十三級	一一,〇〇〇	一一,〇〇〇

別表第四

船員級別俸給表

職務の級	俸給	月額
一級	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
二級	九,〇〇〇	九,〇〇〇
三級	八,〇〇〇	八,〇〇〇
四級	七,〇〇〇	七,〇〇〇
五級	六,〇〇〇	六,〇〇〇
六級	五,〇〇〇	五,〇〇〇
七級	四,〇〇〇	四,〇〇〇
八級	三,〇〇〇	三,〇〇〇
九級	二,〇〇〇	二,〇〇〇
十級	一,〇〇〇	一,〇〇〇
十一級	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇
十二級	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇
十三級	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇
十四級	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇
十五級	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇
十六級	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇
十七級	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇
十八級	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇
十九級	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇
二十級	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇

附則

- 1 この法律は、昭和二十六年一月一日から施行する。
- 2 職員がこの法律施行の日（以下「施行日」という。）における職務の級は、施行日の前日における職務の級と同一とし、その号俸は、施行日の前日におけるその者の俸給月額（特別俸給表の適用を受ける職員、人事院規則九一六（俸給の調整額）第一項各号に掲げる職員又は初任給、昇給、昇格等の基準に関する政令（昭和二十三年政令第四百一号）第十二條の三第一項各号に掲げる職員にあつては、附則別表第一において、施行日の前日におけるその者の俸給月額に對するその者の俸給月額に對する号俸から附則別表第二において、その者の職務の級に應じて定めた号俸数を差し引いた号俸に對する俸給月額）に對する附則別表第一に掲げる新俸給月額に對するそれぞれの俸給表に定め
- 3 前項の規定により定められた施行日における職員の新俸給月額とこれに對する附則第十項の規定による勤務地手当の額との合計額が、施行日の前日における俸給月額とこれに對する勤務地手当の額との合計額の一・一倍に相當する額（以下「最低保障額」という。）に満たない場合においては、施行日における職員の号俸は、前項の規定にかかわらず、その最低保障額を附則第十項の規定による勤務地手当の支給割合に百分の百を加えたもので除して得た額の直近上位の額に相當する附則別表第一に掲げる新俸給月額に對するその者の俸給表に定める号俸とする。
- 4 前二項の規定により定められた職員の新俸給月額がその職員の属する職務の級における俸給の幅の中にない場合においては、これらの項の規定にかかわらず、その額をもつて職員の俸給月額とする。
- 5 第二項の規定の適用については、施行日の前日における職員の職務の級及び俸給月額は、改正前の一般職の職員の給與に関する法律並びにこれに基く政令及び人事院規則その他の規程に從つて定められたものでなければならぬ。
- 6 第二項又は第三項の規定により定められた施行日における職員の号俸が施行日の前日における号俸より下位である場合においては、一般職の職員の給與に関する法律第八條第四項の規定にかかわらず、同項に規定する期間に施行日の前日における号俸を受けていた期間を算入する。
- 7 第四項の規定により職務の級における俸給の幅の最低額に達しない俸給月額を受ける職員については、一般職の職員の給與に関する法律第八條第四項の規定にかかわらず、附則別表第一の新俸給月額欄に掲げる俸給月額を用いて、昇給させることができる。
- 8 施行日の前日までに職員に適用された昇給期間と一般職の職員の給與に関する法律第八條第四項の規定による昇給期間とを調整する場合において特に必要があるときは、一般職の職員の給與に関する法律第八條第五項の規定に準じて昇給させることができる。
- 9 一般職の職員の給與に関する法律第二條第四号及び第八條第八項に規定する事項については、これに関する人事院規則が制定施行されるまでの間は、政令で定める。
- 10 一般職の職員の給與に関する法律第十二條第三項に規定する法律が制定施行されるまでの間は、勤務地手当の支給地域については、従前の例によるものとし、その支給割合については、施行日の前日における支給割合（以下「従前の支給割合」という。）が百分の三十で
- 11 国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第二十五條の規定に基く国会職員の給料、手当その他の給與の支給に関する規程中この法律の規定に、抵触する部分は、その効力を失う。
- 12 国民金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。
第十七條の二中「大蔵大臣」を「人事院」に改める。
- 13 俸給の支給方法に関しては、官吏俸給令（昭和二十一年勅令第九十二号）第一條から第六條まで及び官吏俸給令の特例に関する件（昭和二十一年勅令第三百三三号）の例によらないものとする。

附則別表第一
俸給の新旧対照表

号俸	施行日の前日における俸給月額	新俸給月額	号俸	施行日の前日における俸給月額	新俸給月額	号俸	施行日の前日における俸給月額	新俸給月額
一	二,000	3,000	九	3,000	3,300	一七	3,750	4,050
二	2,070	3,000	一〇	3,090	3,360	一八	3,800	4,100
三	2,140	3,000	一一	3,180	3,420	一九	3,920	4,200
四	2,210	3,000	一二	3,270	3,480	二〇	4,040	4,300
五	2,280	3,000	一三	3,360	3,540	二一	4,160	4,400
六	2,350	3,000	一四	3,450	3,600	二二	4,280	4,500
七	2,420	3,000	一五	3,540	3,660	二三	4,400	4,600
八	2,490	3,000	一六	3,630	3,720	二四	4,520	4,700

附則別表第二

俸給の切替調整表

職員の種別	職務の級	俸給の切替調整表													
		一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級	十四級
税務職員及び経済調査官級別俸給表の適用を受ける職員	四	八〇八三	二〇〇一	四	二四二二	二〇〇一	二四二二	二〇〇一	二四二二	二〇〇一	二四二二	二〇〇一	二四二二	二〇〇一	二四二二
	四	七八七七	〇〇一	三	二三八六	〇〇一	二三八六	〇〇一	二三八六	〇〇一	二三八六	〇〇一	二三八六	〇〇一	二三八六
	四	七六二六	〇〇一	三	二三四三	〇〇一	二三四三	〇〇一	二三四三	〇〇一	二三四三	〇〇一	二三四三	〇〇一	二三四三
	四	七三七五	〇〇一	三	二三〇〇	〇〇一	二三〇〇	〇〇一	二三〇〇	〇〇一	二三〇〇	〇〇一	二三〇〇	〇〇一	二三〇〇
	四	七一二四	〇〇一	三	二二五七	〇〇一	二二五七	〇〇一	二二五七	〇〇一	二二五七	〇〇一	二二五七	〇〇一	二二五七
	三	六八七三	〇〇一	二	二二一四	〇〇一	二二一四	〇〇一	二二一四	〇〇一	二二一四	〇〇一	二二一四	〇〇一	二二一四
	三	六六二二	〇〇一	二	二一七一	〇〇一	二一七一	〇〇一	二一七一	〇〇一	二一七一	〇〇一	二一七一	〇〇一	二一七一
	三	六三七一	〇〇一	二	二一二八	〇〇一	二一二八	〇〇一	二一二八	〇〇一	二一二八	〇〇一	二一二八	〇〇一	二一二八
	三	六〇八〇	〇〇一	二	二〇八五	〇〇一	二〇八五	〇〇一	二〇八五	〇〇一	二〇八五	〇〇一	二〇八五	〇〇一	二〇八五
	三	五八二九	〇〇一	二	二〇四二	〇〇一	二〇四二	〇〇一	二〇四二	〇〇一	二〇四二	〇〇一	二〇四二	〇〇一	二〇四二
	三	五五七八	〇〇一	二	一九九九	〇〇一	一九九九	〇〇一	一九九九	〇〇一	一九九九	〇〇一	一九九九	〇〇一	一九九九
	三	五三二七	〇〇一	二	一九五六	〇〇一	一九五六	〇〇一	一九五六	〇〇一	一九五六	〇〇一	一九五六	〇〇一	一九五六
	三	五〇七六	〇〇一	二	一九一三	〇〇一	一九一三	〇〇一	一九一三	〇〇一	一九一三	〇〇一	一九一三	〇〇一	一九一三
	三	四八二五	〇〇一	二	一八七〇	〇〇一	一八七〇	〇〇一	一八七〇	〇〇一	一八七〇	〇〇一	一八七〇	〇〇一	一八七〇
三	四五七四	〇〇一	二	一八二七	〇〇一	一八二七	〇〇一	一八二七	〇〇一	一八二七	〇〇一	一八二七	〇〇一	一八二七	
三	四三二三	〇〇一	二	一七八四	〇〇一	一七八四	〇〇一	一七八四	〇〇一	一七八四	〇〇一	一七八四	〇〇一	一七八四	
三	四〇八二	〇〇一	二	一七四一	〇〇一	一七四一	〇〇一	一七四一	〇〇一	一七四一	〇〇一	一七四一	〇〇一	一七四一	
三	三八三二	〇〇一	二	一六九八	〇〇一	一六九八	〇〇一	一六九八	〇〇一	一六九八	〇〇一	一六九八	〇〇一	一六九八	
三	三五八二	〇〇一	二	一六五五	〇〇一	一六五五	〇〇一	一六五五	〇〇一	一六五五	〇〇一	一六五五	〇〇一	一六五五	
三	三三三二	〇〇一	二	一六一二	〇〇一	一六一二	〇〇一	一六一二	〇〇一	一六一二	〇〇一	一六一二	〇〇一	一六一二	
三	三〇八二	〇〇一	二	一五六九	〇〇一	一五六九	〇〇一	一五六九	〇〇一	一五六九	〇〇一	一五六九	〇〇一	一五六九	
三	二八三二	〇〇一	二	一五二六	〇〇一	一五二六	〇〇一	一五二六	〇〇一	一五二六	〇〇一	一五二六	〇〇一	一五二六	
三	二五八二	〇〇一	二	一四八三	〇〇一	一四八三	〇〇一	一四八三	〇〇一	一四八三	〇〇一	一四八三	〇〇一	一四八三	
三	二三三二	〇〇一	二	一四四〇	〇〇一	一四四〇	〇〇一	一四四〇	〇〇一	一四四〇	〇〇一	一四四〇	〇〇一	一四四〇	
三	二〇八二	〇〇一	二	一三九七	〇〇一	一三九七	〇〇一	一三九七	〇〇一	一三九七	〇〇一	一三九七	〇〇一	一三九七	
三	一八三二	〇〇一	二	一三五四	〇〇一	一三五四	〇〇一	一三五四	〇〇一	一三五四	〇〇一	一三五四	〇〇一	一三五四	
三	一五八二	〇〇一	二	一三一〇	〇〇一	一三一〇	〇〇一	一三一〇	〇〇一	一三一〇	〇〇一	一三一〇	〇〇一	一三一〇	
三	一三三二	〇〇一	二	一二六七	〇〇一	一二六七	〇〇一	一二六七	〇〇一	一二六七	〇〇一	一二六七	〇〇一	一二六七	
三	一〇八二	〇〇一	二	一二二四	〇〇一	一二二四	〇〇一	一二二四	〇〇一	一二二四	〇〇一	一二二四	〇〇一	一二二四	
三	〇八三二	〇〇一	二	一〇八二	〇〇一	一〇八二	〇〇一	一〇八二	〇〇一	一〇八二	〇〇一	一〇八二	〇〇一	一〇八二	

する洗濯婦、作業手及び患者輸送に当る運転手であつて結核病棟に勤務するもの

十二月十一日本委員会に左の事件を付託された。

一、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は十二月十日)

昭和二十六年一月四日印刷

昭和二十六年一月五日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所